

研究テーマ：自治体財政情報公開を基礎にした行政と住民の協働の仕組み構築にむけた研究	
研究代表者（職氏名）：経営情報学部教授 吉川富夫	連絡先 082-251-9823 (E-mail等)： t-yoshi@pu-hiroshima.ac.jp
共同研究者（職氏名）：前広島県総務部財政局財政室長 重徳和彦、(財)中国総研研究員 和田周太	

1. 「ふるさと納税」と本研究の問題意識

「ふるさと納税」は、総務大臣の問題提起に始まり、同7月の骨太方針に書きこまれ、同10月「ふるさと納税研究会」（島田晴雄座長）の報告を受けて、同年末の税制改正において制度化された。

◆地方公共団体の対する寄付金のうち適用下限額（五千元）を超える部分について、一定の限度額まで所得税と合わせて全額控除。

◆対象寄付金額は地方公共団体に対する寄付金以外の寄付金と合わせて総所得金額等の30%を上限。

「ふるさと納税」には、次の3つの意義がある（「ふるさと納税研究委員会報告」）。

第1に、納税者の選択である。強制徴収を原則とする近代税制のなかで、納税額の一部であっても、納税者が自分の意志で納税対象を選択できるということになれば、納税者が税というものの大切さを自覚する貴重な機会となる。

第2に、「ふるさと」の大切さである。「ふるさと納税」が、自分を育ててくれた地域社会に思いを馳せ地域に貢献したいという思いを実現する契機となれば、豊かで環境にやさしい国土を育てることに繋がる可能性がある。

第3に、自治意識の深化である。ふるさと納税が実現すれば、「納税」を受けたい全国各地の自治体は、自治体の魅力をアピールする必要が強まり、「納税」されたお金の使い道やその効果などについて説明責任意識が啓発され、自治体間競争が刺激される。

平成20年度に入って各自治体では、①地域の魅力アピールする広報強化、②特産品の提供による寄付へのインセンティブ、③地域緑化の促進など寄付金使用目的の明確化、など自治体間競争が生じており、「ふるさと納税」は「地方自治」のありように対して一定のインパクトを与えていることがわかる。

2. 住民による自治体政策の選択の効果

投票	内容	問題点
「税による投票」(ふるさと納税制度、市川市市民活動団体支援制度)	①住民は、住民税の一部を出身地など居住地以外の自治体に納付できる。②納税を寄付として扱い、一定範囲内で個人住民税(地方税)から差し引く「税額控除」方式。③寄付先の自治体は都道府県や市区町村に関係なく納税者が自由に選べる。④2008年4月30日地方税法改正。	①住民税全体の最大1割程度が移転されるだけで、地域格差是正の『4番バッター』とはならない。②行政サービスを受ける住民が税を負担する自治体らしい「受益者負担の原則」から逸脱する。③自治体間で奪い合いになる恐れがある。
「手による投票」(民主主義的意思決定の制度)	民主主義の基本原則(①全員参加、②多数決による決定、③少数意見の尊重)⇒政治的意思決定(投票による決定＝「手による投票」) 直接民主制と間接民主制がある。	①不完全な知識→プリンシパル・エージェント理論、②移動コスト大→手による投票、③市町村合併による自治体の減少、④スピルオーバー問題→事業仕分け、権限委譲
「足による投票」の理論(Tieboutの仮説)	自治体が多数存在する場合、各自治体は独自に課税と公共財支出を行い、住民は自分の選好に見合った地域に移り住む。結果として各自治体は住民の選好の合致した課税と公共財支出の組み合わせを実現する	前提条件(①自治体の課税と公共財支出に対する住民の完全な知識、②住民の移動コストゼロ、③多数の住民と多数の自治体の存在、④公共財のスピルオーバーなし)の妥当性

言うまでもなく地方自治というものは「住民自治」と「団体自治」から構成されるが、究極的には住民のニーズに適合した公共サービスが提供されるよう政策選択がなされることによって、官民を通じた資源配分が適正化されることが目的である。これを実現するチャンネルとして、①「手による投票」(政治・行政学的根拠) ②「足による投票」(経済学的根拠) が従来から指摘されてきたのであるが、ここに③「税による投票」が加わったのが今回の「ふるさと納税制度」の意義と見ることができる。

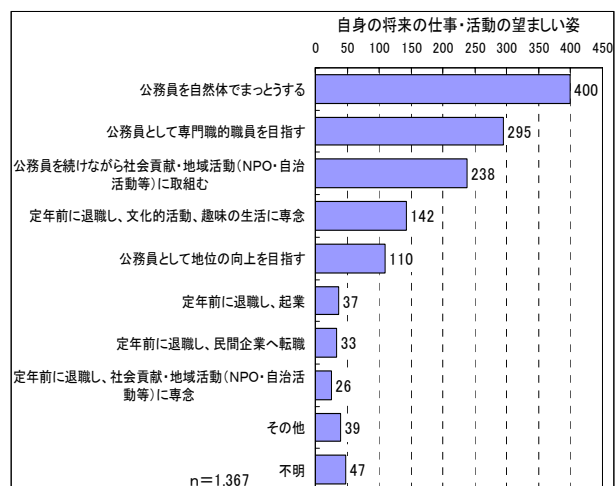
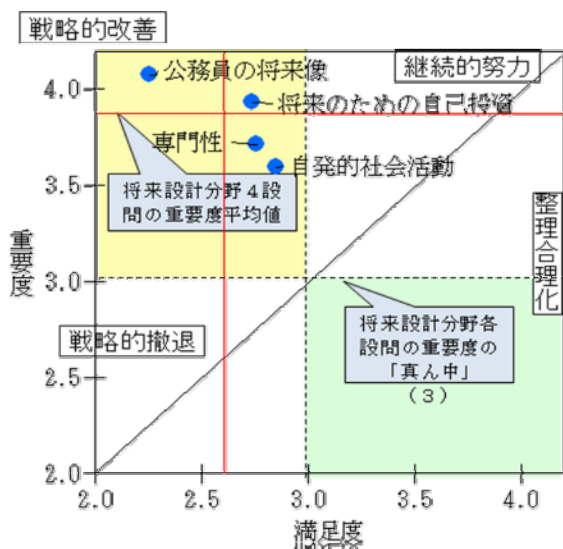
いずれにしても、サービス提供者(自治体)間の政策競争を通じて、情報の不完全性が緩和され納税者の政策選択の幅が広がることによって、地域経済社会の活性化に寄与するものと期待される。

3. ガバナンス構造の変化と地方公務員の将来像

「アメリカ連邦の住民は、出生以来、生活上の災害と故障と戦うために自力にたよらなければならないことをよく知っている」「フランスでは政府が見出されるような場合に、アメリカ連邦では団体が見出される」「フランスでは、国家の徴税官が共同体の税金を徴収するが、アメリカでは、共同体の収税官が税金を徴収する」。これは、トックビル「アメリカの民主政治」(講談社文庫)からの一節であるが、元来、政府と共同体(今日でいえば、NPOや地域団体)とは極めて近い関係にある。

また、冷戦構造の崩壊とIT化の進行は、競争の激化と情報コストの低下を通じて、市場経済の普遍性をいっそう強めることになった。こうした中で、日本の自治体においても、「民営化」「市場化テスト」(「指定管理者制度」を含む)、「PFI」などを通じて、公共サービスの民間化が進行している。これら総体として、国家や地域社会の統治構造(ガバナンス構造)において、政府-企業-NPO/市民の横の関係が支配的となる中で、サービス面、人材面、資金面での政府・民間の補完関係が強まってきた。

さらに、公務員の給与構造改革(H17人事院勧告)による業績・能力主義的人事評価の導入は、いわば内部労働市場に市場評価を反映させようという試みであり、公務員労働力の流動化を促すであろう。



このようなガバナンス構図の変化のなかで、地方公務員は将来をどのように展望しているのか、を見るために、広島県自治体職員 3000 人を対象としてアンケート調査を行った。これによると、将来設計の構築を重要視しているにもかかわらず、現状には満足できないこと、公務員を全うすることを前提にしているが、専門性を活かしたり、社会貢献活動に参加したい、という意向が強いことがわかる。